



宮 崎 県 公 報

令和8年9月3日（木曜日） 第 743 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県東京ビル管理規則の一部を改正する規則（財産総合管理課） 1	
○宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則……………（ “ ” ） 2	
告 示	
○県税の期限の延長……………（税務課） 4	
○保安林の指定（7件）……………（自然環境課） 4	
○保安林の指定施業要件の変更……………（ “ ” ） 5	
○令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間における特定調達契約に係る競争入札参加資格等……………（物品管理調達課） 5	

訓 令

○宮崎県東京職員寮利用規程を廃止する訓令……………（財産総合管理課） 7	
公 告	
○入札公告…………… 7	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 8	
監査委員公告	
○監査結果の公表…………… 9	
○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 9	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 10	

規 則

宮崎県東京ビル管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年9月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第42号

宮崎県東京ビル管理規則の一部を改正する規則

宮崎県東京ビル管理規則（昭和47年宮崎県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規則は、宮崎県東京ビル及びその敷地（以下「東京ビル」と総称する。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において「宮崎県東京ビル」とは、東京都千代田区九段南4丁目8の2に所在する宮崎県東京職員寮、宮崎県東京学生寮及び職員宿舎を包含する建物をいう。 （管理者） 第3条 宮崎県東京事務所長（以下「東京事務所長」という。）は、東京ビルの管理に関する事務を総括する。 （防火管理者） 第4条 東京事務所長を、東京ビルの消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者とする。 2 何人も、東京事務所長が東京ビルに関して定める防火管理規程を遵守しなければならない。 （行為の許可） 第5条 東京ビルにおいて次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、あらかじめ、東京事務所長の許可を受けなければならない。	（趣旨） 第1条 この規則は、宮崎県東京ビルの管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において「宮崎県東京ビル」とは、東京都千代田区九段南4丁目8の2に所在する建物及びその付属施設のうち、県が所有し、又は専用使用権を有する部分をいう。 （管理者） 第3条 宮崎県東京事務所長（以下「東京事務所長」という。）は、宮崎県東京ビルの管理に関する事務を総括する。 （防火管理者） 第4条 東京事務所長を、宮崎県東京ビルの消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者とする。 2 何人も、東京事務所長が宮崎県東京ビルに関して定める防火管理規程を遵守しなければならない。 （行為の許可） 第5条 宮崎県東京ビルにおいて次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ、東京事務所長の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 〔略〕 (行為の禁止) 第6条 何人も、<u>東京ビル</u>において、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) けん騒にわたる行為その他<u>東京ビル</u>の利用を妨げる行為をすること。 (5) 〔略〕 (6) その他<u>東京ビル</u>の管理を妨げる行為をすること。 (東京事務所長への委任) 第7条 この規則に定めるもののほか、<u>東京ビル</u>の管理に関し必要な事項は、東京事務所長が定める。	(1)～(4) 〔略〕 (行為の禁止) 第6条 何人も、<u>宮崎県東京ビル</u>において、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) けん騒にわたる行為その他<u>宮崎県東京ビル</u>の利用を妨げる行為をすること。 (5) 〔略〕 (6) その他<u>宮崎県東京ビル</u>の管理を妨げる行為をすること。 (東京事務所長への委任) 第7条 この規則に定めるもののほか、<u>宮崎県東京ビル</u>の管理に関し必要な事項は、東京事務所長が定める。
--	--

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第43号

宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則

宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入寮資格) 第2条 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (入寮の手続) 第3条 学生寮に入寮を希望する者は、入寮申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に知事が定める期間内に、知事に提出しなければならない。 <u>(1) 医師が発行する健康診断書</u> <u>(2)・(3)</u> 〔略〕 第5条 前条の規定により入寮決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から10日以内に、<u>保証人2名が連署した誓約書</u>（別記様式第2号）を、知事に提出しなければならない。 2 〔略〕 (保証人) 第6条 <u>前条第1項の保証人のうち、1人は保護者、他の1人は所得を有する者であって保護者と生計を別にするものでなければならない。</u>	(入寮資格) 第2条 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。<u>ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) 〔略〕 (入寮の手続) 第3条 学生寮に入寮を希望する者は、入寮申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に知事が定める期間内に、知事に提出しなければならない。 <u>(1)・(2)</u> 〔略〕 <u>2 学生寮に入寮を希望する者が、別に知事が定める期間内に、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と入寮を希望する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して入寮申込書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び前項各号に掲げる書類に係る電磁的記録を知事に提出したときは、前項の規定により提出されたものとみなす。</u> 第5条 前条の規定により入寮決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から10日以内に、<u>次条に規定する保証人が署名した誓約書</u>（別記様式第2号）を、知事に提出しなければならない。 2 〔略〕 (保証人) 第6条 <u>保証人は2人とし、うち1人は保護者、他の1人は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 所得を有する者であって、保護者と生計を別にするもの</u> <u>(2) 弁済の資力を有すると認められる法人又は団体であって、保証を業とするもの</u>

2・3 [略]

2・3 [略]

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号（第3条関係）

整理番号 ※

入 寮 申 込 書

年 月 日

宮崎県知事 殿
(指定管理者 殿)

宮崎県東京学生寮に入寮したいので、関係書類を添えて申し込みます。

(写真)

縦3センチメートル
以上横2.4センチメー
トル以上で、申請前
6か月以内に撮影し
たものに限る。

現住所 〒

フリガナ

氏 名： 性別： 男 ・ 女

生年月日： 年 月 日生

連絡先（携帯）： — —

1. 出身高等学校等

学 校 名	今年度卒業見込／ 年卒／その他（ ）
-------	--------------------

2. 進学（在学）先

	学 校 名	学 部 、 学 科 等 名	いずれかに○印
第1志望			在学中／合格済／受験予定 (合格発表： 月 日)
第2志望			合格済／受験予定 (合格発表： 月 日)
第3志望			合格済／受験予定 (合格発表： 月 日)
第4志望			合格済／受験予定 (合格発表： 月 日)

3. 保証人（下部（注1）参照）

保（ 予 定 者 ）	フリガナ 氏 名	続柄： ()
	現 住 所 連 絡 先 (勤務先等)	〒 自宅： — — /携帯： — —
保 護 者 （ 予 定 者 以 外 の 者 ）	フリガナ 氏 名	続柄： ()
	現 住 所 連 絡 先 (勤務先等)	〒 自宅： — — /携帯： — —

4. 入寮に当たっての配慮事項（生活上の配慮事項、アレルギー等）

入寮後の生活で、特に伝えておきたいことがあれば御記入ください。（記入は任意です。）

- (注) 1 保証人は2人とし、うち1人は保護者、他の1人は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
- (1) 所得を有する者であって、保護者と生計を別にするもの
- (2) 弁済の資力を有すると認められる法人又は団体であって、保証を業とするもの
- 2 ※のある欄は記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 622号

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）第22条ただし書の規定により、地方税法（昭和25年法律第 226 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、条例第62条の3第2項又は第4項の規定により徴収する自動車税、条例第85条の規定により徴収する狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和8年9月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

宮崎県告示第 623号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年9月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市南郷町賛波字大谷2083－2、2083－3、2084－2、2087－1、2087－3、2089－1から2089－4まで、2090－1、2090－2、2091－1、2091－2
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 624号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年9月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字本ツヅラ5942
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 625号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年9月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ウバガ谷2917－1から2917－3まで、2918、2924から2926まで、2926－1、2926－2、2927－2、2927－3
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 626号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年9月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字幸谷5029、5030－1、5031－1、5042から5047まで、5049－1、5049－2、5050
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 627号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字古原1429－1、1453－1、1461、1463、1464、1467から1471まで、1478－1、1479、1480、1483、1484、1488－2、1490－1、字呉水1500－2、1501、1502－1、1502－2、1503、1504－1、1504－2、1505から1509まで、1510－1、1510－2、1511から1514まで、字日平1532、1534－2から1534－6まで、1535、1536、1537－1、1537－3

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字古原1463・1464・1478－1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 628号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 延岡市須佐町5270－12、5270－26

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 629号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 延岡市須佐町5270－50、5310－7、5310－

11

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 630号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 8 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年1月9日農林水産省告示第29号、平成8年12月5日宮崎県告示第1354号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 631号

令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

2 競争入札参加資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に

限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日並びに令和 8 年 12 月 29 日、令和 9 年 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）受け付けるが、競争入札参加資格審査が参加を希望する競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985（26）7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和 11 年 9 月 30 日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、令和 11 年 7 月 1 日から同月 31 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき 5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者（この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA 機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器

農林水産土木機器類	農林水産業機器
	建設土木機器
材料類	土建用資材
	標識
	塗料
	諸材
車両・船舶・航空機類	車両販売・整備
	船舶販売・整備
	航空機販売・整備
	バイク・自転車
印刷類	平版活版
	軽印刷
	フォーム印刷
	特殊印刷
	青写真
	航空写真・マイクロ写真
薬品類	医薬品
	農業薬品
	化学工業薬品
燃料類	石油製品
	高圧ガス
家具・木工類	家具・木工
	室内装飾・畳
寝具・被服類	寝具
	被服・装備品
	消防・警察用品
	靴・鞆
百貨・日用品類	百貨
	記念品・美術品
	写真・カメラ
	時計・貴金属
	ガラス・陶器
	楽器
	スポーツ用品
	金物・荒物・雑貨
	食品
看板・旗類	看板
	旗・染物
その他	シート・テント
	肥飼料・種苗
	書籍
	古物買受
	その他
賃貸業務	電算機器
	事務機器
	その他
広告・宣伝	広告代理
	催事企画展示
	デザイン制作
	その他
電算業務	電算処理（システム開発含む）
	データエントリー
	その他

その他

クリーニング

運送

廃棄物処理

調査・研究・検査

保守・点検

食事・給食

保険

文化財保存・修復

その他

訓 令

宮崎県東京職員寮利用規程を廃止する訓令をここに公表する。

令和 8 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 8 号

本 庁
各出先機関

宮崎県東京職員寮利用規程を廃止する訓令

宮崎県東京職員寮利用規程（昭和 47 年訓令第 3 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 8 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- （1） 特定役務の件名 宮崎県第 3 期サーバ統合基盤提供業務
- （2） 特定役務の特質等 宮崎県第 3 期サーバ統合基盤提供業務に係る総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び宮崎県第 3 期サーバ統合基盤提供業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- （3） 履行期間 契約締結の日から令和 17 年 3 月 31 日までとする。
なお、サーバ統合基盤の運用は令和 10 年 4 月 1 日までに開始するものとする。
- （4） 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所
- （5） 入札方法 （1）の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 令和 8 年宮崎県告示第 94 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- （3） この競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参

加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

- （4） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- （5） 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- （6） 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。
ア 全ての構成員が、上記（1）から（5）までの要件を満たすこと。
イ 共同企業体の構成員数は制限しない。ただし、代表構成員の出資比率は、30% 以上とすること。
ウ 共同企業体を構成する事業者が、単独又は別の共同企業体の構成員としてこの競争入札に参加していないこと。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記 2（1）に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- （1） 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局
物品管理調達課物品調達第一担当 〒 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号（宮崎県庁 1 号館 1 階） 電話番号 0985-26-7208
- （2） 申請書類の受付期間 令和 8 年 9 月 16 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- （1） 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
〒 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 電話番号 0985-

26-7045 F A X 番号0985-32-4452

- (2) 期間 令和8年9月3日から令和8年10月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書等の配布場所及び配布期間
 - (1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
 - (2) 期間 令和8年9月3日から令和8年10月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
 - (3) 仕様書は、秘密保持誓約書を県に提出した者にのみ配布する。
 - (4) 入札説明書、宮崎県第3期サーバ統合基盤提供業務落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）及び契約書案は、上記(2)の期間中宮崎県のホームページにも掲載する。
- 6 入札参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
 - (2) 提出期限 令和8年9月18日午後5時まで（郵送の場合は、同日午後5時必着）
 - (3) 提出方法 持参又は郵送
- 7 入札書、企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
 - (2) 提出期限 令和8年10月13日午後5時まで（郵送にあっては、同日午後5時必着）
 - (3) 提出方法 総合評価一般競争入札により行うため、上記2(1)の資格要件を満たすことを証明する書類、入札書、入札説明書に定める企画提案書等（以下これらを「入札書等」という。）を、持参又は郵送（郵送にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した入札参加資格のない者又は当該入札参加資格を満たさなくなった者
 - (2) 入札参加申込書及び入札書等に虚偽の記載をした者
 - (3) 2件以上の入札をした者
 - (4) 申込期限までに入札参加申込書により申しなかった者
 - (5) 提出期限までに入札書等を提出しなかった者
 - (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
 - (7) 2人以上の代理人をした者
 - (8) 入札書等について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な提案をした者
- 10 落札者の決定の方法
有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第122条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を行い落札者を決定する。
審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者（最高得点となったものが2者以上の場合は、落札者決定基準の定めるところによる。）とし、学識経験者の意見聴取を経て、落札者を決定する。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) 企画提案書の作成、提出等に係る費用は、入札者の負担とする。
 - (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Provision of an Integrated Server Platform for the Miyazaki Prefectural Government
 - (2) Deadline for Submission of Tenders: 17:00, October 13th, 2026
 - (3) Name and Contact Details of the Department in Charge: General Policy Planning Department, Miyazaki Prefectural Government. Tachibana-dori Higashi 2-chome 10-1, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture, Japan 880-8501 Tel: 0985-26-7045

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和8年9月3日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 慈 舟

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	令和8年11月24日（火）から11月26日（木）まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に

関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務（追加取得講習）	令和8年10月13日（火）から10月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和8年6月3日から令和8年8月20日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年9月3日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子

宮崎県監査委員 木 下 博 義

宮崎県監査委員 二 見 康 之

宮崎県監査委員 日 高 陽 一

監査委員公告

令和8年3月25日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年9月3日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子

宮崎県監査委員 木 下 博 義

宮崎県監査委員 二 見 康 之

宮崎県監査委員 日 高 陽 一

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年8月24日現在次のとおりである。

令和8年9月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,308人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 208,173人

宮崎県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年8月24日現在次のとおりである。

令和8年9月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

北諸県郡選挙区 6,726人